

議会運営委員会 会議録

日 時 令和2年2月21日（金曜日）

午前10時開会，午前11時47分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）令和2年第2回（6月）定例会の日程（案）について

（2）令和2年第1回（3月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

③ 請願・陳情について

④ 各種委員会委員の選出について

（3）要望書について

（4）沢辺地区における土砂等による埋立てに関する事案について

（5）予算特別委員会正副委員長の内定について

（6）全国伝統工芸品振興市議会協議会への加入について

（7）傍聴規則（本会議・委員会）の見直しについて

（8）定例会中における一日一委員会開催の検討について

（9）大規模災害時における議員非常時参集及び連絡訓練について

（10）災害時における議員の着用ベストについて

（11）タブレット端末の導入について

（12）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 吉田 千鶴子

委 員 吉田 博史

委 員 小坂 博

委 員 鈴木 一彦

委 員	塚原	圭二
委 員	勝田	達也

欠席委員（なし）

その他出席した者（２名）

議 長	篠塚	昌毅
副議長	平石	勝司

説明のため出席した者（３名）

副市長	東郷	和男
市長公室長	船沢	一郎
財政課長	佐藤	亨

事務局職員出席者（４名）

局 長	塚本	哲生
次 長	川上	勇二
係 長	小野	聡
主 査	寺嶋	克己

傍聴者（０名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今から議会運営委員会を開会いたします。
傍聴は無いですね。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 はい。それでは、まず議長から挨拶願います。

○篠塚議長 おはようございます。世間では新型コロナウイルスで大騒ぎになっているところお集まりいただきありがとうございます。今日は、資料がたくさんあるんです。傍聴規則の見直しとか、タブレット端末の件とか、いろいろありますが、ご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 はい。今、資料がたくさんあるとの話がありました。スムーズな進行のご協力、よろしくお願いいたします。それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項（１）令和２年第２回定例会の日程案について、協議をお願いいたします。執行部からご説明願います。

○東郷副市長 おはようございます。別紙資料の No. １，令和２年第２回定例会の日程案でございます。６月２日の開会，６月１６日閉会の会期でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 はい。ただ今の件で、何か、ご意見はございますか。
（「なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは、第２回定例会の日程については執行部のご説明の通りいたします。次に、令和２年第１回定例会の運営について協議をお願いいたします。執行部から日程の説明願います。

○東郷副市長 それでは、資料 No. ２，令和２年第１回定例会の日程でございます。３月３日開会，３月１９日閉会の会期でお願いをしたいということです。なお，３月１９日には，小学校全校の卒業式があるということで，午後の開会をお願いしたいということです。それから，もう一つ，日本煙火協会の関係でございます。一般質問の３日目，３月１１日になりますが，５時から，日本煙火協会の総会の後の懇親会に出席を求められております。花火について，２回，事故がありまして，煙火師から出品をためらう声が出ているということで，市長が，直接，出席して，大会への協力依頼を行いたいということでございます。都内で開催されるということで，午後３時ころには出発いたしたく，議会内でのご理解をお願いしたいということです。それから，全員協議会でございますが，議会初日の３日ですね，それから一般質問の３日目，３月１１日に全協をお願いしたいと考えております。３日の全協につきましては，神立の土地区画整理事業計画の変更，それから学校給食費の改定についてでございます。１１日の全協につきましては，監査委員の選任の同意，それから全国花火競技大会における事故調査の報告についてご説明をさせていただければと考えております。現在のところ，最終日は全員協議会の開催をお願いする予定はございませんが，必要が生じた場合には，開催をお願いしたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。以上です。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か、ご意見はございますか。

- 吉田（博）委員長 日本煙火協会とは、どんな組織なの。
- 船沢市長公室長 日本全国の花火師が集まっていると聞いています。野村さんを含め茨城県の主要メンバーも参加していると聞いています。
- 吉田（博）委員長 毎年、この時期に開かれているの、東京で。
- 船沢市長公室長 毎年、この時期に開かれているものです。
- 吉田（博）委員長 一回も行っていないよな。
- 船沢市長公室長 今までは担当者レベルで出ていました。今までのことから、やはり首長が出て協力依頼をする必要があるということで、今回、初めて市長が出席を求められているところでございます。
- 吉田（博）委員長 2回続けてトラブっているから、花火師の中では、土浦の花火には出たくないというような。それ、事実なのか。
- 船沢市長公室長 はい。茨城の支部の方から情報をキャッチしてまして、そういうことを言ってる業者もいるようなので、やはりトップが出て、そこで安全性をアピールしたいと考えております。
- 吉田（博）委員長 出るしかないだろうな。二年連続だもんな。
- 海老原委員長 その他、ございませんか。
（「なし」との声あり）
- 海老原委員長 はい。それでは、次に執行部から、上程される議案についてご説明をお願いいたします。まず、報告から。
- 船沢市長公室長 おはようございます。それでは、資料No.3の議案等概要をお願いいたします。1ページお捲りいただけますでしょうか。提出案件の一覧でございます。まず、報告案件で、専決処分が2件、それから議案が、条例が12件、予算が9件、こちらにつきましては、2年度の予算でございます。それから、市道の認定等が2件、2ページに移りまして、区域の変更が1件、訴えの提起が1件、それから追加議案でございますが、補正予算が5件、それから、最終日提出の人事案件、監査委員の選任の同意が1件でございます。また、1ページお捲りいただけますでしょうか。専決処分の2件について説明させていただきます。まず、報告第1号専決処分の報告について、につきましては、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解でございますが、原因状況でございますが、木田余にございます市道、JRの側道、非常に狭い道でございますが、そこを土浦方面に走行中、張り出した草木によりまして車両の一部が損壊したというものでございます。和解内容といたしまして、50%の負担割合ということでございます。続きまして報告第2号専決処分の報告につきましては、事業場排水調査に係る物損事故の和解でございます。こちらにつきましては、発生場所はペアーレでございます。原因状況でございますが、市の職員が工場・事業場の排水調査のため、具体的には浄化槽が適切に機能しているかどうかの調査がございまして、その調査のためペアーレ内に入ったところ、その職員、何か所も回っていた関係で、靴底に汚れが付着しておりまして、カーペットを汚してしまったということで、これにつきましては、100%の対応をさせていただいたものでござい

ます。説明につきましては以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か、ございますか。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 無いようですね。それでは条例からについての説明をお願いします。

○船沢市長公室長 それでは4ページの条例からご説明をさせていただきます。議案第

1号土浦市監査委員条例の一部改正につきましては、法改正に伴う改正でございます。引用条項の条項ずれを整理するものでございまして、本年4月1日から施行するものでございます。議案第2号土浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正につきましては、こちらにつきましても法改正に伴う改正でございます。法律名の変更に伴います引用条項の整理、それから行政手続等のデジタル化に関する規定を整理するため、条例全部を改正するものでして、本年、4月1日から施行するものでございます。5ページをお願いします。議案第3号土浦市固定資産評価審査委員会委員条例の一部改正につきましては、改正に伴う改正でございます。オンラインによる弁明書提出につきましては、今までは、条例で規定していたものが、法律に格上げされることになったため、条例の方から削除を行うものでございます。また、法律名の変更に伴います引用条項を整理するものでございまして、公布の日から施行するものでございます。議案第4号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、法改正に伴う改正でございます。1つ目、除票の手数料でございますが、現在は住民票の扱いに準じまして、有料で交付を行ってまいりました。条例上の規定がございませんでしたので、今回、新たに条例上に規定するものでございます。金額につきましては、現在も300円を徴収してございますが、金額の変更はございません。2つ目でございますが、通知カード、これ、マイナンバーの交付の前に、緑色のカードが各家庭に配布されたと思うんですが、それが廃止されるということになりまして、号ずれの整理をするもので公布の日から施行するものでございます。続きまして、議案第5号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、本年度をもちまして、本市が新治地方広域事務組合から脱退することに伴いまして、条例中の同組合の名称を引用している部分の整理、それから削除等の整理をするものでございまして、本年4月1日から施行するものでございます。6ページをお願いいたします。議案第6号土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、法改正に伴う改正でございます。災害等による償還困難者に対する支払い猶予、それから償還免除に関する規定等を追加するものでございまして、公布の日から施行するものでございます。議案第7号土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正につきましては、道路構造令の改正に伴いまして、自転車通行帯の設置に関する基準を新たに規定するものであり、公布の日から施行するものでございます。こちらにつきましては、用地の制約から、現在、自転車道を整備するにあたりましては、2m以上という規定がございしますが、それでは全国、進んでいない状況にございまして、幅員が、より狭くてすむ自転車専用通行帯、こちら、1.5mというもの

を構造令に位置づけしておりまして、自転車通行空間の整備の可能性を拡大するものでございます。議案第8号土浦市営住宅条例の一部改正につきましては、民法の一部を改正する法律の施行によりまして、国による公営住宅管理標準条例案が改正されることに伴いまして、入所者資格のうち市税滞納に係る要件の緩和、それから、保証人に関する所要の改正とともに、常名第三住宅の建物の解体に伴います名称・位置を削除するものでございまして、本年4月1日から施行するものでございます。7ページをお願いいたします。議案第9号土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、土浦市立幼稚園の再編計画に基づきまして、来年度をもちまして、廃止予定の新治幼稚園の名称、位置を削除するものであり、令和3年4月1日から施行するものでございます。議案第10号土浦市立学校給食センター条例の一部改正につきましては、新しい学校給食センターの供用開始にあたりまして、既存の第1・第2の名称、位置を削除し、新たに設置いたします給食センターの名称、位置を規定する等の改正でございまして、本年8月1日等から施行するものでございます。議案第11号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、省令の改正に伴う改正でして、県の認定資格研修を受けていない者でも、本年3月に終了する放課後児童支援員とみなす経過措置を1年間延長するものであり、本年4月1日から施行するものでございます。研修が、県の方で、年に2回しか開催されていない状況でして、支援員の確保の観点から1年間延長するものでございます。8ページをお願いします。議案第12号土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正につきましては、施設等の改修等によるもので、土浦小学校児童クラブの分割によるクラブ数の増、それから、神立小学校第1児童クラブの増築改修による定員数の増、暫定統合によります上大津西小学校児童クラブの削除につきまして、それぞれ改正するものであり、本年4月1日から施行するものでございます。条例に関する説明は以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か、ございますか。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 はい。無いようですので、次に予算から人事案件まで説明願います。

○船沢市長公室長 それでは、9ページをお願いいたします。3月議会で審査をお願いします。新年度の予算案について説明させていただきます。予算の総括表をご覧ください。予算規模につきましては、一般会計、506億8,000万円の計上で、前年度と比べますと4.4%の減となっております。特別会計につきましては、公共用地先行取得事業から水道事業までの8会計を合わせまして417億9,100万円の計上で、前年度比7.6%の増となっています。一般会計と特別会計を合わせまして全会計の総額でございますが924億7,100万円で、前年度比0.7%の増となったものでございます。なお、特別会計で説明させていただきますが、国保の特会でございますが、被保険者数の減による減でございます。一方で後期高齢者と介護保険の特会につきましては、高齢化に伴いまして、被保険者数の増による増がございます。それから下水道特会につきましては、新年度公営企業会計を一部

適用することによりまして、新たに減価償却費引当金等を計上することができるようになりましたことから、大幅な増となっているものでございます。10ページをお願いいたします。歳入の市債につきましては、市民会館、給食センター等の大規模の終息によりまして、前年度に比べまして41.3%の減となっております。歳出といたしましては、大規模の終息に伴いまして、前年度と比べまして23億4,000万円の減となっております。予算の内容につきましては、本日午後開催の内示会で、改めて説明をさせていただきたいと思っております。11ページをお願いします。議案第22号市道の認定につきましては、開発行為に伴うものでございますが、11ページが神立地区、12ページが並木地区、13ページが真鍋地区、いずれも民間会社の開発に伴う認定でございます。14ページ、西根地区につきましては、民間会社の開発行為に伴います認定に加えまして、市道として道路改良を実施するための認定でございます。15ページをお願いします。議案第23号市道の路線の廃止につきましては、市道の払い下げによる廃止でございます。16ページをお願いいたします。議案第24号町の区域の変更につきましては、荒川沖駅の西口にございます荒川沖東三丁目の土地の所有者から要望書が提出されて、当該区域を中荒川沖に変更をするものでございます。17ページをお願いいたします。議案第25号訴えの提起につきましては、市営住宅の滞納家賃の納付、明け渡し並びに敷地の賃貸料の納付、敷地の返還を求める訴えを提起するものでございます。18ページをお願いします。議案第20号から30号につきましては、例年行っております一般会計、特別会計の精算等の決算見込みによります補正予算を計上するものでございます。19ページの方をお願いいたします。主な補正予算につきましては、歳入といたしましては、法人市民税の増がでございます。また、消費税増税の対応としまして、交付金対象となっておりますプレミアム商品券につきまして、低所得者と子育て世代が対象でございましたが、低所得者の方の購入が伸びなかったことによりまして、購入代・事業費がともに減となっております。歳出の私立保育園整備事業につきましては、もみじ幼稚園に関するものでございます。当初、単年度で終了する予定でございましたが、今年度と来年度で工事を行いますことによる減でございます。20ページをお願いいたします。最終日提出予定の人事案件でございます。議案第31号につきましては、土浦市監査委員の選任の同意につきましては、委員の任期満了によるものでございます。今回、林委員が任期満了を迎えるものでございます。説明につきましては以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で、何かございましたら。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 無いですか。以上、上程される議案についての説明は終わりました。執行部の方から何かございますか。

○東郷副市長 昨日、新型コロナウイルスの関係で、国の方からイベント開催に関する国民へのメッセージの発表がありました。イベント等の主催者においては、感染の拡大防止という観点から開催の必要性を、改めて検討してくださいと。なお、政府

から一律に開催の自粛をお願いするものではありませんというものでした。土浦市としても、今日、臨時の庁議を開きまして、市の考え方を定めました。今日の全協の方で示させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 その他、ありませんか。

(「ありません」との声あり)

○海老原委員長 それでは、執行部は退席していただいて結構です。ご苦労様でした。

(執行部退席)

○海老原委員長 それでは、次に、請願・陳情についての協議に移ります。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 資料のNo.4をお願いいたします。陳情・請願について、説明をさせていただきます。提出期限まで、あと一週間ありますが、今日までに提出されたのが、請願1件でございます。資料の2ページをお願いいたします。受理番号1「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願が、茨城県労働組合総連合の白石議長から提出されております。紹介議員は、田子議員です。本文を朗読いたします。日頃より貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表します。さて、私たちは全国労働組合総連合をナショナルセンターとする地方組織である茨城県労働組合総連合です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げ等の実現をめざして活動しています。昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は27円引き上がり849円になった。しかし、この金額は全国加重平均時給に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が1,000円を超えています。日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小支援策が不十分の3つです。茨城県の最低賃金849円では、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。以上のような理由で、貴議会において茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。請願項目、1. 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。2. 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1,500円に引き上げること。3. 政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。意見書の案文は3ページでございます。付託する委員会について、ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様，ご意見等はございますか。

(発言者なし)

○海老原委員長 付託は産業建設委員会かと思うんですが。

○小坂委員 給与の話しだから，どちらかと言うと総務市民じゃないかと思うんですが，如何なものでしょうか。最低賃金の引き上げって聞いただけで，私は驚いています。

○海老原委員長 中小企業の支援ってこともありますが・・・。

○勝田委員 これまで，こういったものは，産業建設だったのですか。賃金の事は総務系だと思うんですが。今までは，どこでやっていたのか，教えて欲しい。

○吉田（博）委員 どこだ，事務局。

○川上事務局次長 商工観光課商工労政係かと思います。

○吉田（博）委員 では，それで行こう。

○海老原委員長 それでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは，受理番号1については，産業建設委員会に付託ということで，ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは，ただ今のとおり決定いたします。次に，各種委員会等委員の選出について，ご協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 各種委員会委員の選出について，ご説明させていただきます。日程の④をご覧ください。今回，4件の選出依頼が来ておりますので，ご審議をお願いいたします。まず1つ目，委員会の名称は，土浦市障害者計画策定委員会でございます。選出すべき人数は1名。任期は計画策定まででございます。従来の選出方法でございますが，文教厚生委員会からの選出でございました。2つ目，委員会の名称は，土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議でございます。選出すべき人数は1名。任期は，令和2年4月から令和4年3月まででございます。従来の選出方法でございますが，文教厚生委員会からの選出でございました。3つ目，委員会の名称は，土浦市学校給食センター運営審議会でございます。選出すべき人数は3名。任期は，令和2年6月から令和4年5月まででございます。従来の選出方法でございますが，各常任委員会から1名ずつの選出でございました。4つ目，委員会の名称は，土浦市学区審議会でございます。選出すべき人数は4名。令和2年6月から令和4年5月まででございます。従来の選出方法でございますが，総務市民委員会と産業建設委員会から1名ずつ，文教厚生委員会から2名の計4名の選出でございました。選出する常任委員会についてご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様，ご意見等はございますか。

(「ありません」との声あり)

○海老原委員長 それでは，4つの委員会委員は，説明があった通り，従来どおりの選出方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは、従来どおりの選出方法に決定いたします。次に、協議事項（３）要望書について、協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 資料のNo.5をお願いいたします。こちらは、公益社団法人土浦法人会会長宇田川仁一郎氏から提出されました提言書でございます。提出日は、今年の１２月５日でございます。タイトルは令和２年度税制改正に関する提言についてでございます。表紙の部分を朗読させていただきます。平素は格別のご高配にあずかり厚く御礼申し上げます。本会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。さて、私ども法人会は、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えておりますが、本年も、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、依然として厳しい経営状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した税制の構築を別添「令和２年度税制改正に関する提言」のとおり取りまとめました。つきましては、この提言の実現のために格別のご配慮を賜りますようお願い致します。次のページから具体的な内容が書かれておりますが、朗読は省略させていただきます。よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○川上事務局次長 慣例では、要望書の取り扱いについては、全員協議会でコピー配布となっておりますので、この提言書についての取り扱いをご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

（「従来通りでいいでしょう」との声あり）

○海老原委員長 それでは、全議員にコピーを配布することで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは、３月３日の全協で配布することといたします。次に、協議事項（４）沢辺地区における土砂等による埋立てに関する事案について、協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 沢辺地区における土砂等による埋め立てに関する事案についてでございますが、土砂等の問題が発生して以来、総務市民委員会で、継続して調査を行っていただいております。その調査結果について、全協で報告を行いたいとの申し出が総務市民委員会からあったことから、議運に相談をさせていただくものでございます。先ほど、副市長から話があったように、３月３日と１１日に全員協議会が予定されておりますので、そのどちらかに、報告の場を設けるということで、よろしいでしょうか、ご協議をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

○吉田（博）委員 それでいいでしょう。

○海老原委員長 よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 総務市民委員長が全協で報告するということですが、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 それでは、日程調整をよろしく願いいたします。次に、協議事項(5) 予算特別委員会正副委員長の内定について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 予算特別委員会の正副委員長の内定ということでございますが、昨年の3月議会と同様に、委員会での審査をスムーズに行うため、あらかじめ、3月3日の全員協議会で、正副委員長の内定をいただけないか、ご相談をさせていただくものでございます。昨年は、予算委員会も決算委員会も、久松議員に委員長を務めていただき、無事に会期中に審査を終了することができました。今回は二回目となりますが、17日間の会期日程でございます。進行に支障をきたさないためにも、あらかじめ正副委員長の内定をいただけないか、ご相談を申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

(「なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、3月3日開催の全員協議会で内定してまいりますので、各会派内でご相談をお願いいたします。次に、協議事項(6) 全国伝統工芸品振興市議会協議会への加入について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 資料No.6をご覧くださいと思います。金沢市議会議長を会長とする全国伝統工芸品振興市議会協議会という協議会がございます。規約は、次の2ページから付けてございます。第2条にありますように、全国の市議会相互の緊密な連携と協力のもと、伝統工芸品の需要の喚起と販路の拡大に寄与するための諸活動を行うことにより、その振興を図り、もって次世代への継承、発展させることを目的として、令和元年11月に設立された協議会でございまして、各市議会から2万円の負担金を集め活動しているようでございます。資料の最後のページに加入している市議会が載っております。現在40市議会が加入しており茨城県内では水戸市議会が加入をしているようでございます。この協議会から、本年1月9日付けで、加入しませんかという加入通知が届いたことから、加入の是非について、議長から、議運へ諮問をしたいということでございます。よろしく願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

(発言者なし)

○海老原委員長 特別、土浦に、伝統工芸品って言うのは、無いと思っております。

○吉田(博)委員 無いのか、伝統工芸品。あったら怒られるぞ。

○海老原委員長 特別な伝統工芸品は。

○吉田(博)委員 伝統工芸品って、どういうものか。

○海老原委員長 どうしますか。

○吉田(博)委員 いいんじゃない、まだ、入らなくて。

○海老原委員長 如何でしょうか。

○吉田(博)委員 入らなくていいよ。

○海老原委員長 では、入らなくていいですか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは、加入しないことといたします。次に、協議事項（７）傍聴規則（本会議・委員会）の見直しについて、協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 傍聴規則の見直しについて、説明させていただきます。これは、本会議・委員会とも、傍聴規則について、時代に合ったものに改正をしていこうという、議長からの提案でございます。本会議・委員会の両方とも基本的には、同じような改正でございますが、本会議用の規則が１１条、委員会用の規則が９条で、若干、ボリュームが違ってまいりますので、具体的な部分を本会議の傍聴規則、資料No. 7－1で説明させていただきます。まず、第３条の第１項に、傍聴をしようとする者が、この規則を遵守するように、同意をするという文言入れていくものでございます。さらに、傍聴者の傍聴手続きとして氏名や住所を記入していただいておりますが、個人情報として、年齢は記入をしたくないという方がおられますので、必ずしも必要なものではないと判断し、年齢については、削除をするものでございます。次に、第７条の第４項でございます。帽子・外とう・えり巻きの類を着用しないがありますが、外とうにつきましては、厚手のもの薄手のもの、いろいろございます。また、帽子やえり巻き等については、多様化するファッションの一部でございますので、規制をしていく必要はないのではないかという判断で、この部分については、全文、削除をさせていただくものでございます。そして、その代わりに、今では、傍聴者のほとんどの方が所持していると思われるスマホや携帯電話の呼び出し音、さらに、パソコンを持ち込んで使用した場合のクリック音も、議事の進行を妨げる可能性がありますので、電子機器類という名称で、その使用を禁止していくものでございます。次、第８条でございます。スマートフォンで、誰でも簡単に録画できる現在にあっては、条文にあります「映画等の撮影」という条文では、映画の撮影ではないよと言われてしまう可能性がございますので、一切の撮影・録音は議長の許可が必要という形に改正をするものでございます。さらに、１２条に、この規則で定めるもののほか、必要が生じた場合には、その必要事項を別に定めるという補則を追加するものでございます。その他といたしましては、第６条、第９条、第１０条で、ひらがなを漢字にしたり、第６条の「ラツパ」、つが大文字ですので、「ラッパ」というように、ツを小文字にするなどの所要の改正も行うものでございます。議運でオーケーがいただければ、全員協議会で、全議員へ説明をさせていただいてから、傍聴規則を改正してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 これ、３月議会からですか。

○川上事務局次長 ３月３日の全協で、全議員から了承をいただければ、規則ですので、決裁を取り、早急に適用させていきたいと思っております。３月３日は間に合いませんが、

その後は大丈夫だと思います。

○海老原委員長 それでは、見直すということでよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは、見直しをしていくことといたします。次に、協議事項（８）定例会中における一日一委員会開催の検討について協議をお願いします。これは各会派で検討してくるようになっておりました。その結果について検討していきたいと思いますが、まず、事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 この件は、昨年の８月の議会運営委員会から、本日まで継続して、ご協議をいただいていたものでございます。会期の延長を伴う重要な案件でございますので、９月議会、そして１２月議会の定例会中に、それぞれの会派で議論を行い、この３月議会中に結論を出していこうとなっていたものでございます。お手元の資料№.８、８－１から８－５までございますが、昨年、お配りした資料でございまして、令和２年の第１回から４回までの仮の日程案として、以前、お示しをしたものでございます。先ほど、第２回定例会、６月議会の日程が、６月１６日を最終日とすると決まりましたので、この日程案の中の№.８－２につきましては、あくまでもイメージしてもらうための資料ということで、ご理解をいただきたいと存じます。なお、資料の方は、改選前の議運から継続して検討をいただいていた議案一体の原則への対応として、常任委員会への分割付託は行わない。つまり予算特別委員会を３月定例会以外にも設置するという日程案になっております。予算特別委員会の審議方法と、常任委員会の一日一委員会の開催とは、非常に関連がありますので、これまでの会派での協議に基づき、引き続きの検討をお願いするものでございます。

○海老原委員長 一日一委員会の開催と合わせて、予算委員会を３月定例会以外にも設置することについて、皆様、検討をしてきていただいていると思いますので、ご意見等をお願いします。

○小坂委員 一日一委員会ということで、あまり積極的な議論はされなかったということなんだけど、これは、本当にメリットというか、趣旨というか、今の事務局の説明ではわからなかったんで、こういう良い事があるんですよと、説明してもらうと助かるんですが。逆の、よくない点もあるなら説明してもらえればと。それというのも、会派の中の議論で、よくわからないという意見が多かったものですから。

○川上事務局次長 以前の会議で、メリットとデメリットについては、ご説明をさせていただいたんですが、メリットとしましては、開催されている委員会以外の議員が、傍聴に入ること、委員会における審議内容を全議員が把握でき、その後の本会議での審査を深いものにできるというものでございます。デメリットとしましては、当然、会期が、その分、延びる。並行して行っていたものが、別の日に行いますので、会期が伸びるということでございます。他市の状況も調べていますので、局長から。

○塚本事務局長 県南の１０市で、所属以外の委員会を、どれぐらいの委員が傍聴しているかということでございますが、守谷市では、申し合わせ事項を定めていて、一

期目の議員は必ず傍聴する。二期目以降の議員は努力義務とする。9割以上の議員さんが、できる範囲で傍聴をしています。牛久市、自発的に傍聴をするということで、平均して7名ぐらいは傍聴をしているということです。石岡市と取手市は、自発的に傍聴をされてて、平均して4～5名ぐらいということです。かすみがうら市は、議案調査特別委員会を設置して全議員が審査をするという形を取っていて、傍聴は関係ない形です。つくば市でも自発的に傍聴をしておりますが、一日一委員会という形ではなくて、一日二委員会なので、傍聴できる方が傍聴しているということで、平均して7名ぐら이가傍聴しているということです。龍ヶ崎市は、傍聴はされているが、共産党と公明党の議員さんが多いということです。つくばみらい市は、自発的な傍聴はありますが、数は把握していない。稲敷市では、改選後は新人議員の傍聴があるが、徐々に少なくなっていくということです。一日一委員会の話とは、ちょっとずれるかもしれませんが、傍聴議員の数を調査してみました。

○小坂委員 そのようにしてから、どれぐらい経過しているんでしょうか。2～3年ぐらいいすかね。

○川上事務局次長 そこまでは把握しておりません。

○小坂委員 傍聴される方が、それだけいるということなんでしょうね。会派の中での議論としては、積極的な感じではなかったんですが、どういう風にしていったらというのは、私自身も決めかねることなんで、今回、決めるんでしょうかね、委員長。

○吉田（博）委員 何を言ってるのか、わからない。土浦市もやるべきでしょう。常任委員会、二年交代の形にはなっているが、実際は、皆さん、四年間、同じ委員会にいるので、土浦市議会も、他の二つの委員会を知らないと言ってもいいんじゃないかな。委員会の傍聴をしないからな。それでは期数が多くなっても、所管以外がわからないと、それでは議員としてよくない。議員はオールマイティーじゃないと務まらない。議員が勉強するというのは、講演会に行くとかあるけど、土浦市の他の委員会を傍聴するのが、一番の勉強じゃないかな。

○吉田（千）副委員長 公明党としては、一日一委員会をやっていくことに、概ね賛成ということでした。今、つくば市が一日二委員会とありましたが、これは午前と午後に行っているという状況なんですか。

○塚本事務局長 そこまで調査しておりません。

○吉田（千）副委員長 吉田（博）委員からあったように、勉強するいい機会であるという話しなんですけど、今まで重ならないようにやってきた部分もあっても、その中で、傍聴するということをやったことがなかったということもあるので、その辺、どうなんだろうなってこと。ここから出発ということで、動機付けにはなるとは思いますけど、要は、やっても議員が傍聴しなかったらというマイナス思考なんです。その辺、どうなんだろうと。皆さんの総意があれば、一日一委員会でやっていく方向でいいという思いです。ただ、出席がどうなのか、気になるところです。

○鈴木委員 一日一委員会について、個人的には反対するところがないので、やっていただきたいと思いますと思うんですが、手続き上で気になったのは、全協で会派に投げたんで

すよね。そうしたら、一回、会派代表者が集まらなないと、筋道がおかしくないですか。やるやらないを議運で決めるとしても、会派代表者が会派の中で話し合った結果を発表する機会がないですよね。議運に出ている会派はいいんですが、それ以外の代表者がいるので。一回、会派代表者会議を開いて、会派の意見を聞かないと。その手続きを踏んだ方がいいと思います。

○小坂委員 それは全員協議会で、全員で話をするということですか。

○鈴木委員 全員協議会じゃなくて、会派代表者会議を招集すべきじゃないかと思うます、一回は。

○海老原委員長 共産党と柏村さんか。その意見は聞けないんですけど、その他の方については、代表者じゃないですけど、ここで意見を出していただくとなっていたんですよね。

○吉田（博）委員 共産党は賛成でいいと言っていたよ。

○鈴木委員 手続き上、問題がなければ、それでいいんですけど、一応、会派の代表者に投げているんで。全協の場合でもいいですけどね。手続き上、心配があったので。

○小坂委員 吉田（千）副委員長からあったように、出席、実際に、どうなんだろうと。守谷市のように、一年生議員は強制的に出ると、そうなっているんですよね。本当に勉強のためにやるとすれば、そういう風に決めないと、中々、厳しいかなという気がしなくもない。本当に議会を活性化させるということならば、そういうことだろうと思います。そうすると三委員会だから、三日間、出なきゃならないということだろうと思うんで、そこまでやらないと。会派の中で出た意見としては、資料を配ってもらえばわかるんで、わかるんだから、それでいいんじゃないのという人もいらしたので、その辺、会派の中では、結論が出たような出ないような、そんなことでした。

○勝田委員 いろいろ意見を聞いて、理解も深まったんですが、会派の中で出た意見としては、今回、決めるのは難しいのかなと。

○塚原委員 局長の話で、傍聴、多くて7人ぐらいだと。新人議員は、全員、文教厚生にいる。そういうことを考えると、新人議員だけにというのはどうかなと。用事がない時は、出るということにしないと、何のために一日一委員会をやるのかがわからなくなってしまう。全員が出るというのが大前提じゃないと。会派の中では、本当に、全員が出てくるのかというのがありました。新人議員と数人ということになっちゃうんじゃないです。本当に出てくるのかなと。

○小坂委員 それが正論だと思います。みんなが参加するのが前提だろうと思いますが、強制力がないので、出てくるかどうか分からない。その辺の議論が、まだ、されていないんですね。実際に、出るか出ないか。当然、悪い事ではないだろうと思いますが、その辺、もうちょっと詰めたいと思います。たぶん、皆さん、そういう意見だと思います。出るか出ないか、もう一度、会派の中で、話しをしないと。できれば、もうちょっと議論をしたい。

○吉田（博）委員 やめるか、議論、議論って、やめよう。

○海老原委員長 先ほどの鈴木委員の話し、ここで決めてもいいのかなという話し。

○鈴木委員 だから、全協で会派の代表者の方に報告をしてもらってでいいと思うんですが、うちの会派のように決まっている会派もあれば、決まっていない会派もあるわけだから、その辺も難しいですね。会派の方が報告するのに、まとまっていないから、議論、議論ってなるなら、やらなくてもいいのかなという気もするので。その辺、一番、数を持っている所がまとまらないと、できない話なので。是非、まとめて下さい。

○吉田（博）委員 これは強制とかじゃなくて、議員は傍聴しなければならないとかで始まった話じゃなくて、勉強をしたい議員がいるだろうから、そういう機会を与えるためにやろうっていうのが出発点なんだよ。でも、そういう気がなければ、この話はなし、やめよう。今までどおりでいいだろう。もう、これはなし。

○海老原委員長 こういう意見がでましたが・・・。

○吉田（博）委員 いつまでもグダグダやっているんじゃない。

○海老原委員長 吉田（博）委員から、こういう意見がでましたが、一日一委員会と一緒になっちゃったんですが、予算特別委員会の開催を6月にもという話し。まず、一日一委員会はやらなくていいという意見が出ましたが、それでいいですか。

○吉田（千）副委員長 中々、結論が出ないと思いますので、私も吉田（博）委員と同じ意見ということで。

○海老原委員長 その他の方、一日一委員会については、今回は見送るということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 はい。そうさせていただきます。それから、先ほどの説明の中で、一日一委員会とは別に、今までやっていなかった補正予算についても、議案一体の原則から、補正予算が出た場合なんだけど、まあ、必ず出ると思うけど、出るという前提で、6月・9月・12月も予算特別委員会を設置するということについてですね、お諮りをしたいと思います。やるかやらないかですね。

○川上事務局次長 補足の説明をさせていただきます。今、予算特別委員会には当初予算のみ付託をしています。3月11日に追加上程される補正予算については、常任委員会に分割付託という形を、今もしております。分割付託自体がおかしなことなので、補正予算も予算特別委員会に付託をしていきたいというのが、最終的な目的になります。予算決算常任委員会というような委員会を設置するような改正をしていきたいと考えているところです。3月・6月・9月・12月も、全て、予算決算委員会に予算関係は、全部、付託するという形にしたい。

○吉田（博）委員 そうすると6月と12月は補正だけだけど、補正の歳入の部分を予算委員会の全体会でやって、歳出の部分は、分科会になるとなるのね。

○川上事務局次長 はい。

○吉田（博）委員 それなら時間もかからないし、いいんじゃないかな。

○川上事務局次長 最終的には、また、全体会で集まってもらわないといけません。

○吉田（博）委員 その審査の方がいいな。議会らしいな。

○海老原委員長 今、予算決算常任委員会という提案ですか、話がありました。これは、まだ、諮ってない話なんで、これについては、まだ、できませんから、今日の段階ではね、やるやらないについては。次回以降ですね、6月を含めて、予算特別委員会を開催するか、それとも、そうではなくて、今後ですね、それも含めて、予算決算常任委員会か、作るって言うかな、設置すると、その両方を合わせてですね、これから検討するのか。あともう一つは、とりあえず6月以降の予算について、特別委員会を開催するかですね、二つあると思うんですね。

（「わからない」との声あり）

○海老原委員長 まずは6月以降の予算特別委員会を開催するか、6月以降の、まあ、今日は決めないにして、予算、決めてか。決めるのと、今日は、決めないで、第二案は決めないで、次回以降にですね、予算常任委員会の、予算決算か、予算決算常任委員会の設置について検討していただくという・・・。

○吉田（博）委員 何を言ってるか、わからないよ。

○篠塚議長 今の話し、二点に分けてやっていただきたい。本来であれば、予算決算委員会という常任委員会を設置していただいて、一年を通して、分科会方式でやっていただいた方が、よりスムーズなやり方であるので、それを目標としたいので、できれば議運で決めていただいて、令和二年度からは、そのようにしていただくということであればありがたいんですが。それが間に合わないということならば、令和二年度は今まで通り、予算委員会と決算委員会を作って、分科会方式でやっていく、令和三年度からは、そのようにしていきたい。その二点、どちらでやっていくか、決めていただきたい。急に出てきたものですから、予算決算常任委員会というのが難しければ、令和二年度に検討していただいて、令和三年度からは、そのようにしていただきたい。そのような検討をしていただきたい。

○吉田（博）委員 そういうよい事は、すぐやればいいんだよ。すぐやれよ。

○篠塚議長 できればすぐに。

○吉田（博）委員 すぐだよ。よい事は、すぐ。決まり。

○海老原委員長 今の議長の話し、常任委員会と特別委員会、特別委員会は令和二年度・・・。

○吉田（博）委員 これが、よくわからない。

○海老原委員長 令和二年度は特別委員会でやる。令和三年度以降の常任委員会は、これから検討するってということで・・・。

○篠塚議長 二通りありまして、予算決算常任委員会として設置して、今までの特別委員会と同じように、全員が委員会に所属して、分科会方式でやるということであれば、一年を通して、補正予算も全部できるので、そのように変更していただけるかというのが、第一点。

○吉田（博）委員 一点だけでいいよ。

○篠塚議長 二点目は、それが難しいというのであれば、今のままでやっていただくと

ということなのですが。第一案でやっていただければありがたい。

○吉田（博）委員　すぐやれよ。今期から間に合う。

（「間に合わない」との声あり）

○吉田（博）委員　間に合うでしょうよ。何が間に合わないんだよ。

○鈴木委員　議運は、議長からの諮問を受ける。議長が、その意見で、ここの委員がオーケーすれば、できちゃうでしょうよ。さっきの話に戻るけど、会派に投げるから決定できなくなっちゃうけど、ここで決めることは決めてください、議運だもの。今日、決めてください。賛成します。

○吉田（博）委員　賛成。

○吉田（千）副委員長　ちょっと確認をさせてください。今、議長から話があって、予算決算常任委員会ですね、予算も決算も全員でやるということですね。

○塚本事務局長　今までの決算特別委員会のようなやり方を、6月と12月の補正の部分もやっていくということです。

○海老原委員長　毎回やるっていうことですね。

○塚本事務局長　毎回です。

○吉田（千）副委員長　歳出については、各常任委員会でやるんですね。

○塚本事務局長　はい。

○吉田（千）副委員長　了解です。

○海老原委員長　任期ってどうなるの。

○川上事務局次長　委員会条例では二年となっているので、来年の3月に設置すると、ちょうど二年の任期でいいのかなと思います。

○吉田（博）委員　常任委員会、任期二年と言ってもさ、強制的にガラガラポンをするわけではないでしょうよ。変更の希望者あって、その希望が合えばということだから。今まで、なかっただろうよ。

○川上事務局次長　はい。

○吉田（博）委員　常任委員会の任期は考えなくていいよ。やるなら、すぐにやれよ。

○川上事務局次長　9月からなら間に合うと思うんですが・・・。

○吉田（博）委員　やれよ、6月から。

○川上事務局次長　了解です。

○吉田（博）委員　やる気があるかないかだろうよ。

○川上事務局次長　了解です。

○吉田（博）委員　だそうです。

○塚本事務局長　執行部への調整は、任せてください。

○吉田（博）委員　それしかないな。

○海老原委員長　では、確認します。任期は考えなくていいのね。

○川上事務局次長　はい、全議員が委員さんですので。

○海老原委員長　名称は、特別委員会、それとも常任委員会。

○川上事務局次長　常任委員会です。

- 吉田（博）委員 予算決算委員会。
- 海老原委員長 その手続きは。今日の議運で決めて、全協で発表するの。
- 川上事務局次長 委員会条例ですので、本会議での議決が必要になります。
- 海老原委員長 そうだね。そうすると、本会議に上げるとすると、全協にも諮るわけだね。
- 川上事務局次長 6月からとなると、今回の3月定例会中に議決していかないと。
- 海老原委員長 そうだね。
- 吉田（博）委員 スピーディーにやろうよ。スピード感をもって。
- 海老原委員長 そうすると、もう一回、集まらないとだめだな、条文について。
- 篠塚議長 条文については、難しくないの、集まっていたかなくても、こちらに一任していただければ大丈夫だと思います。それから、今度、予算委員会の委員長さんを内定するということなんで、その時に、予算決算委員会ということで、委員長さん、副委員長さん、全部、決めていただければ、手続き上は、進むと思います。
- 吉田（博）委員 いいタイミングでしょうね。
- 篠塚議長 執行部との打ち合わせは、私の方で、市長とやらせていただいて、そうすれば、ルール上も整理されるということで、できれば、そのようにしていただければということです。
- 吉田（博）委員 心配することないよ。
- 海老原委員長 委員長の任期は。
- 篠塚議長 委員会への所属の任期はあるんですが、委員長・副委員長の任期っていうのはないので、委員会の中で話し合っていただければと。1年やって代わってもらっても大丈夫だと思います。
- 海老原委員長 はい。そうするとですね、これ、6月からということになると思うんだけど、さっきの話、内定するとなったね、予算の。これは3月だけのでもいいんだよね。
- 川上事務局次長 3月は特別委員会の形でいくしかないの。
- 海老原委員長 3月限りの予算の正副委員長の内定で、6月は別ということだね。
- 吉田（博）委員 同じでもいいんだよ。
- 海老原委員長 同じでもいいんだけど、もう一回、選んでいただくということで・・・。
- 吉田（博）委員 それは作業の問題だから、いいよ、別に。
- 海老原委員長 それではですね、予算決算委員会ということで、事務局に任せるということでいいのかな。
- 吉田（博）委員 執行部との調整もあるんだから。
- 篠塚議長 調整を早めにしまして、全協がありますので、その前に議運に報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 海老原委員長 それでは、予算決算委員会は6月から開催していくと決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、次に、協議事項（9）大規模災害時における議員非常時参集及び連絡訓練について協議をお願いします。事務局

から説明をお願いします。

○**塚本事務局長** 資料No.9をご覧ください。昨年の10月12日上陸した台風19号は、関東地方や甲信地方、東北地方などに記録的な豪雨災害をもたらし、甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところでございます。特に、本市においても、台風19号において、土砂災害警戒情報が発令され、桜川が警戒レベルに達したことから、本市ではじめての、避難指示、レベル4が発令となりました。これにより、災害対策本部も、10月12日に設置されたことを受け、議会としても、議会基本条例第7条の運用にあります通り、10月12日午前11時から、正副議長及び議会運営委員長が議長室に参集し、議会としての被害情報の収集や土浦市災害対策本部からの情報を議員へ提供いたしました。結果として、本市に大きな被害はございませんでしたが、全議員に情報の提供を、6回に渡り、FAXやメールで行ったところでございます。また、これらに先んじて、改選後、議会基本条例第25条に基づき、議会基本条例の検証を行う中で、危機管理の規定の第7条において、「今後、大災害に備え検証する。」という検証結果が全会一致で示されております。これらを踏まえ、想定外の災害に対処する対応が必要となっており、議員としても、さらなる危機管理意識の高揚を深める必要があり、大規模災害発生時の参集訓練を実施してはどうかと提案するものでございます。資料の1ページから2ページは、土浦市議会基本条例第7条の運用解説の部分でありまして、議会における災害発生時の対応を示した資料でございます。1ページの図は、災害対策本部と議会との関係を示したものでございまして、土浦市議会の危機管理時の役割を示したものでございます。さらに、1ページの下支援事務は、議会運営委員会の委員の役割でございまして、2ページが議運以外の議員と事務局の役割を列記したものでございます。先程、お話をさせていただいた10月12日の例においては、1ページの運用図の中で、議長、副議長、議運の委員とありますが、災害の状況から判断して、議運の委員長までの参集となりましたが、議会基本条例の検証結果に基づき、この運用解説通りの対応を実施してみる必要性があることから、非常時参集及び連絡訓練の案を3ページ以降にお示しするものでございます。3ページをご覧ください。まずは、訓練の目的ですが、非常時参集訓練を実施し、初動対応及び連絡体制を確認することにより、大規模災害発生時の迅速で円滑な対応能力の向上を図るものでございます。続いて2番、訓練の概要、流れでございます。某月某日、早朝分に東京都を震源とする地震が発生し、土浦市域では、震度5強を計測。市内の一部で家屋倒壊が発生し、市は災害対策本部を設置したという想定で訓練を行います。(1)ですが、議会事務局長は、議長及び副議長と協議し、議会内の災害連絡対策会議を設置するか協議をします。(2)連絡会議を設置する場合、議長は、議会運営委員長に連絡し、議長室に(仮称)市議会災害対策連絡会議を設置するため、協議をします(3)ですが、協議の結果を受け、議会運営委員長は、対策本部の支援事務のため、議会運営委員会委員の参集の連絡をします。4ページをご覧ください。(4)ですが、議会運営委員会委員は、議会事務局事務室に参集し、所管の常任委員会委員の「安否確認」及び「災

害情報の収集及び提供」を行います。ただし、議会運営委員会委員に所管の常任委員会委員がいない場合は、事務局職員が安否確認等を行います。枠の中、議会運営委員会委員以外の議員への伝達及び安否確認をする際のコメントを載せております。

(5) ですが、議会運営委員会以外の議員は、各地域における被災地及び避難所の状況等を調査し、市議会災害対策連絡会議に連絡をします。実際に、この部分は訓練ではできない部分です。(6) のところでございますが、市議会災害対策会議として収集した情報等を整理し土浦市災害対策本部へ報告をします。その後、被害情報を勘案し、対策会議の解散を決定します。訓練の流れは、以上のようなのですが、ご協議のほどよろしくをお願いします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

○小坂委員 これ、実際に訓練をやるということですか。

○塚本事務局長 やりたいということですか。

○小坂委員 前提として、歩いて来るんですか。車ではね。

(「訓練だから」との声あり)

○小坂委員 ですね、はい。わかりました。

○海老原委員長 自転車がいいんじゃない。

○小坂委員 自転車ね。

○吉田(千)副委員長 職員通用口って、どこですか。

○塚本事務局長 社会福祉課と高齢福祉課の間です。

○吉田(千)副委員長 訓練ですので、事前に、いつやるという話しはないんですよね。

○塚本事務局長 職員の研修は知らせません。朝の5時半ごろにいきなり連絡があり参加するんですが・・・。

○篠塚議長 議会ですので、初めての事ですので、いつやるとお知らせをしてやりたいと思っています。

○吉田(博)委員 でなきゃ、来ないぞ。

○海老原委員長 皆さん、訓練はやるということで、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 では、そうさせていただきます。日程の方は、議長と事務局で、よろしく願いいたします。

○塚本事務局長 では、大体、いつごろにしましょうか。

○篠塚議長 6月議会の前後ぐらいで、どうでしょうか。オリンピックもあり、コロナウイルスの件もある。5月ころには終息すると思うので、そのころでどうでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 では、6月定例会の前ということですか。日程は、議長に任せていいですか。

○篠塚議長 事前にお知らせしますので。

○海老原委員長 それでは、訓練はやるということで、日程については、議長と事務局

で、よろしくお願いいたします。次に、協議事項（１０）災害時における議員の着用ベストについて協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○塚本事務局長 昨年１０月１２日の台風１９号に当たっては、本市では幸いなことに、大きな被害はございませんでしたが、先程もお話しをしましたが、桜川が警戒レベルに達したことから、避難指示、レベル４が発令され、２６ヶ所の避難所が開設され、避難者数は、最大で１，８１３名となりました。その折、避難所の状況把握に当たっていただいた議員も多くございまして、その際の議員の服装が、市民との区別がつかないとの意見が寄せられました。そのことから、全議員に防災服は貸与してはありますが、災害の程度によっては、防災服にプラスして、明らかに遠くからも確認できるような議員用の災害時着用ベストを貸与してはとの議長からの提案でございます。お手元のカラー写真で、特に、市民から見て、目立つ、枠で囲ったベストではどうかと考えているところです。これに、右下のイラストのようにございしますが、背面２ヶ所に「土浦市議会」と入れたいと考えております。ご協議をお願い致します。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

（「賛成」との声あり）

○塚原委員 ベストも賛成なんですけど、ヘルメットを準備できないんですかね。

○篠塚議長 工事用とか簡易なものとか、いろいろありますが、費用が掛かるものから、今後の検討とさせていただきます。

（「了解」との声あり）

○海老原委員長 このベストは、今年度ですか。

○塚本事務局長 今年度の消耗品費で行きたいと・・・。

○吉田（博）委員 幾らだ、これ。

○塚本事務局長 １着３千円です。約７万円ぐらいになると思います。

○海老原委員長 これは議員だけね。事務局は。

○塚本事務局長 議員だけです。

○海老原委員長 それでは、今年度、これを購入するということで、よろしくお願いいたします。次に、協議事項（１１）タブレット端末の導入について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○塚本事務局長 資料のNo.11をお願いします。現在のＩＣＴ化の流れから、昨年６月１８日開催の全員協議会で、個人所有のタブレット端末、ノートパソコン、その他電子機器を議場及び委員会室に持ち込んで使用することを許可しております。そして、議会運営委員会としても議会のＩＣＴ化について、視察を含め、導入の調査をしていただいていることから、茨城県内のタブレット端末の導入状況の資料を用意しましたので、今後の導入に向けての協議をいただければと存じます。まず、１番の県内の状況でございしますが、県内４４市町村のうち、導入済みが７市町村でありましたが、来年度から、１０市町村が導入を予定している等、タブレット端末の導入が急激に進んでおります。次に２番の導入の目的は大きく次の２点でございます。

まず、1点目は、ペーパーレス化の推進を図るためです。本会議、委員会資料の紙ベースでの配布をすることによる、用紙代、人件費の削減が見込まれます。守谷市の例によりますと、年間の用紙代等の削減額は52万9,253円と算定されています。次に2点目としまして、迅速な情報共有を図るためです。メール等により、議員に本会議、委員会資料等を迅速に送信できるとともに、膨大な資料をタブレット端末に保存できることから、持ち運びの負担も軽減できます。これらの目的を実現するため、タブレット端末の導入方針案について、さらに、ご説明をいたします。まず、(1)番のタブレット等の活用方法ですが、①本会議、委員会等における電子データでの会議資料の閲覧。さらに②議会事務局から各議員への連絡手段。そして、③議員活動における情報収集ツールとなる等があります。(2)番の使用範囲としては議会活動と議員活動の全てに使用できるものとしてと考えております。つまり、議会ではもちろんのこと、外出先、自宅等での使用を可能としたいと考えております。(3)番の資料のデータ化に関する範囲、つまり、タブレット端末に保存が可能なものとしては、議案書、予算書、決算書、行政計画書、議会事務局・執行部からの資料を考えております。最後に(4)導入の経費ですが、東京インタープレイ(株)サイドボックスを導入した場合を算定しました。議員24台及び議会事務局2台にタブレットを導入する場合として、導入経費は、4年間で、約1,770万円。初年度経費が570万円ですが、その後の2年度以降は、400万円と概算しました。また、主な初期導入費用になりますが、1行目の端末利用講習費用のところですが、端末の講習会をのべ5回としております。以上、導入についての資料をお示しさせていただきました。今回の資料は、タブレット端末の台数を議員分と事務局分の26台で見積もりしてございます。しかし、議場でのやり取りなど、同じものを執行部も持つことが、ベストではないかと考えますが、現段階においては、議会分だけにとどめてございます。今後の導入時期も含めて、協議をお願いできればと存じます。

○海老原委員長 ただ今の説明に対して、何かございますか。

○吉田(博)委員 この前の視察、熊本だったか、あのタブレットは重かったな。軽いのがいいな。

○篠塚議長 熊本のは古いタブレットだった。大きさもA5ぐらいだった。できればA4版ぐらいの方が見やすいし、新しくなっているの、大丈夫だと思います。県南の10市で導入してないのは、つくば市・土浦市・龍ヶ崎市・つくばみらい市の4市だけで、他市は導入している状況です。

○吉田(千)副委員長 もちろん大賛成なんです、議案書、予算書、決算書、当面、これらの配布はあるんでしょうか。

○塚本事務局長 タブレットと併用ということですか。

○吉田(千)副委員長 はい。

○塚本事務局長 今後のご議論になりますが、予算書、決算書がデータ化できるかというのがあります。

- 吉田（千）副委員長 それだけボリュームがあるということですか。
- 塚本事務局長 はい。併用か、あるいはデータ化できない場合も。これから業者と協議をしていってのことになると思います。目標はデータ化したい。
- 吉田（博）委員 予算書、決算書は、これぐらい厚いでしょうよ。あれの見方、一期生議員のころ、先輩議員に教えてもらったんだけど、各項目で見出しに、付箋をつけて、かつ、その左側には細かいやつをつけるとかさ。すぐに見られるっていう作業があるから、それで前年度のものと見比べるってことも・・・。
- 塚本事務局長 画面ではできないですね。
- 吉田（博）委員 画面じゃできないから、執行部は、作るだろうからな、予算書、決算書。タブレットの中に入れられても、併用でやった方が良いでしょう。
- 吉田（千）副委員長 同じ意見なんですけど、やはり記入ができるというのが、我々議員にとっては大事なところだと思っていますので、できるだけ予算書、決算書については併用でと思っています。
- 塚本事務局長 調べ切ってはいませんが、タブレット、メモができるようなんですね。画面上をなぞると、中に入っていくと。そういうのもあるようです。
- 篠塚議長 タブレット導入の件なんですけど、ご検討をいただきたいのは、資料は令和3年度からになっているんですが、熊本でも、導入して使ってみないとかかわからないという話もありましたので、いち早く、令和2年度からやっていくとか、補正を組んでやっていくとか、その方向性を議運で決めていただきたい。執行部の方は、令和3年度に機器の買い替えをする時期だそうです。タブレットではなくて、ノートパソコンの上が外れるタイプとか、そういうものを考えているということなんですけど、それですと令和3年度になるので、ちょっと遅くなってしまうので、その辺も含めてご検討をいただければと。
- 海老原委員長 執行部のシステムと、これは別ですね。
- 塚本事務局長 別です、今のところ。
- 吉田（博）委員 執行部側との関連性はないんだな。
- 塚本事務局長 ないです。
- 吉田（千）副委員長 なるべく早くというのであれば、今日、協議するのでなくて、いつまでに考えてくるとか、そういう事ですか。
- 海老原委員長 今日の段階では、やるということだけで・・・。
- 吉田（博）委員 ここで決めちゃったらいいでしょうよ。
- 海老原委員長 やるということで・・・。
- 吉田（博）委員 全協に持っていったら、全協の意見が出るかもしれないから、議運としては、令和2年度から、できれば、すぐにでもやると。それでいいじゃない。
- 海老原委員長 予算の事もありますので。やるということで・・・。
- 吉田（博）委員 補正を組めばいいんだよ。
- 海老原委員長 2年度にね。
- 吉田（博）委員 いろいろなものが揃った時点でゴーを出せばいいんじゃないか。補

正とか、全部、同じ作業でやるんだから。別に令和3年度としなくても。だって、覚えるのに、俺は一年かかるんだから。2年度に入れたって3年度からでしかスタートできないんだから。

○篠塚議長 導入についてはですね、ルールを決めていかなければならないので、貸与するにあたって、市役所から持ち出す場合のルールとか、いろいろなアプリを入れないとか、そういうルールづくりもしていかなければならないので、併せて、また、ご提案をさせていただいて、議運で諮ってもらえればと思います。よろしくお願いします。

○吉田（博）委員 早めに出してください。

○海老原委員長 それでは、タブレットは導入するということで、できるだけ早くということ、ということよろしいですか。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 そうさせていただきます。その他に移ります。事務局から何かありますか。

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。